



清瀬市立学校

教員の働き方改革実施計画

～先生いきいき、みんな笑顔の学校～

**平成30年10月
清瀬市教育委員会**

I 清瀬市教育委員会における働き方改革の目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、清瀬市立学校における教育の質の維持向上を図る。

II 本実施計画の位置付け

- 清瀬市立学校において、各学校がその実態に応じて働き方改革を推進するために、市としての改善目標を含めて本実施計画を策定する。
- ・本実施計画は、東京都教育委員会の「学校における働き方改革推進プラン」を受けて策定し、東京都教育委員会の支援を受けるものとする。

III 清瀬市教育委員会の学校の働き方改革の目標

教育委員会と学校が連携して働き方改革を推進し、教員が生き生きと働くことができる職場の環境整備と、魅力ある学校づくりに取り組む。

- 週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。
 - ・平日は、1日当たりの在校時間の上限を11時間とする。
 - ・週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないようどちらか一方は必ず休養できるようにする。
- 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画に、清瀬市教育委員会の働き方改革の取組みを位置付ける。また、学校ごとの働き方改革に関する取組内容を学校経営計画に位置付けて、教員が生き生きと働く、魅力ある学校づくりに努める。

IV 清瀬市教育委員会の取組み

□本実施計画の取組みの方向性として、次の5点を柱として、これを組み合わせて総合的な対策を講じていく。

- 1 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- 2 教員の業務の見直しと業務改善の推進
- 3 教員を支える人員体制の確保
- 4 部活動の負担の軽減
- 5 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

1 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

- 教員が時間を意識して仕事を行うことができる環境を整備するため、ＩＣカードによる在校時間の把握を平成３１年度から導入し、同年度中に運用できるようにする。
- 教員の働き方に関する意識改革を進めるため、平成３０年度から学校閉庁日（２日間以上）を設定する。
- 平成３１年度から、小・中学校全校で月１回の定時退勤日を設け、教員一人一人のライフ・ワーク・バランスに対する意識を高める。
- 保護者や地域住民の教員の勤務時間等について理解を促すために、夜間等のメッセージ対応を平成３０年度から導入する。中学校の電話機入替えから順次整備し、平成３２年度までに完了する。（メッセージ電話対応の時間帯を、小学校においては午後６時３０分から翌日の７時３０分までを、中学校においては午後７時から翌日の７時３０分までを基本とする。）

2 教員の業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図る。
また、学校における業務改善についても併せて進める。

- 平成２９年度に策定した「学校徴収金取扱マニュアル」に則り、学校給食費や学校徴収金の徴収・管理について、清瀬市として統一した事務を推進する。
- 平成３０年度の教育課程を、校務パソコンの全体サーバーに入力するなど、積極的にＩＣＴを活用し、ペーパーレス化を推進する。
- 平成３０年度に副校長へのヒアリング等により、教育委員会からの調査や依頼等の課題を明確にする。共同事務室と連携しながら、平成３１年度に調査一覧表を作成するなどして調査・依頼等の精選を行う。

3 教員を支える人員体制の確保

学校事務職員の役割分担を見直すとともに、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化する。

- 事務の共同実施を進め、平成３０年度に東部地区に共同事務室を開設し（三中）、４校４名体制による事務の共同実施を行う。また、平成３１年度には、７校４名体制として、清瀬市全体で事務の共同実施を行う。
- 副校長の負担軽減に向けて、ＩＣカードによる教員の出退勤管理を平成３１年度から運用するとともに、平成３０年度「学校マネジメント強化モデル事業」（清瀬第五中学校）に取り組み、平成３１年度に効果検証を行う。

- 平成33年度までに、小中学校全校に学校支援本部し、地域全体で学校教育を支援する体制を構築する。
- 平成30年度から東京都教育委員会が推進する「スクール・サポート・スタッフ事業」を活用し、教員の事務を軽減し、専門性が発揮できるようにする。

4 部活動の負担の軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る。

- 顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」を、平成31年度から配置できるように体制の整備を行う。順次増員して活用の幅を広げることで、教員の負担軽減を図る。
- 部活動への外部人材の活用を推進するため、需要の多い学校に予算を再配分するなど課外部活動指導員の有効活用を図る。

5 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教員が仕事と家庭の両立ができるような支援を行う。

- 管理職の自己申告において、教育管理職の職務上の目標として、教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組みを設定する。
- 平成29、30年度の2箇年で、「清瀬市立学校の働き方改革実践事例集」を作成し、各校の実践を参考にできるようにするとともに、優れた実践については、随時全校で取り組むようにする。

V 保護者・地域社会の理解促進

- 学校閉庁日の設定や、夜間等のメッセージ電話対応の実施にあたり、保護者向けの通知文書を作成し、学校閉庁日設定やメッセージ電話対応の目的を伝えるとともに、学校における働き方改革の取組みに対する周知を図る。